

熊本県後期高齢者医療広域連合会計管理者の補助組織設置規則

平成 19 年 2 月 1 日

規則 第 19 号

(設置)

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 171 条第 5 項の規定に基づき会計管理者の権限に属する事務を処理させるため、会計室を設置する。

(職員)

第 2 条 会計室に会計室長及び主査を置く。

2 前項に定めるもののほか、会計室に必要な職員を置くことができる。

(職務)

第 3 条 会計管理者は、室務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 会計室長、主査は、会計管理者の命を受けて、所管の事務を処理し、所属職員を指揮監督する。

3 前 2 項以外の職員は、上司の命を受けて事務に従事する。

(事務分掌)

第 4 条 会計室の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 現金（現金に代えて納付される証券及び基金に属する現金を含む。）の出納保管及び記録管理に関すること。
- (2) 決算に関すること。
- (3) 指定金融機関に関すること。
- (4) 歳入歳出外現金に関すること。
- (5) 支出負担行為の確認及び支出命令の審査に関すること。
- (6) 資金前渡、概算払、前金払等に関すること。
- (7) 源泉徴収に係る所得税及び市町村民税の納付に関すること。
- (8) 収入支出の審査及び確認に関すること。
- (9) 資金運用に関すること。
- (10) 一時借入金の出納に関すること。
- (11) 会計報告書の作成に関すること。
- (12) その他会計に関すること。

(専決)

第 5 条 会計室長は、熊本県後期高齢者医療広域連合事務決裁訓令（平成 19 年訓令第 1 号。以下「訓令」という。）別表第 1 の課長共通専決事項を専決することができる。

(代決)

第 6 条 会計室長に事故があるときは、前条に規定する事項については、会計室主査が代決する。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 平成 19 年 2 月 1 日から同年 3 月 31 日までの間においては、この規則中「地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 171 条第 5 項」とあるのは「地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 1

71条第6項」と、「会計管理者」とあるのは「収入役」と読み替えるものとし、収入役の事務については事務局次長が兼掌するものとする。

附 則（平成25年2月21日規則第5号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年7月27日規則第1号）
この規則は、公布の日から施行する

附 則（令和6年3月27日規則第3号）
この規則は、令和6年4月1日から施行する。